

○内閣府令第五号
厚生労働省

労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第四十一条第一項、第五十九条の二第二項並びに第九十条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十九条第一項及び第二項の規定に基づき、労働金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十二年九月三十日

内閣総理大臣 菅 直人

厚生労働大臣 細川 律夫

労働金庫法施行規則の一部を改正する命令

労働金庫法施行規則（昭和五十七年 大蔵省
労働省 令第一号）の一部を次のように改正する。

第五十六条第六項第二号中「保有する債券」の下に「（満期まで所有する意図をもつて取得したものに限り。）」を加える。

別紙様式第二号記載上の注意 1. (18)、別紙様式第六号記載上の注意 1. (18)、別紙様式第九号第2記載上の注意 1. (18)、別紙様式第九号の二第2の2. 記載上の注意 1. (16)、別紙様式第十号第2記載上の注意 1. (18)

及び別紙様式第十号の二第2の2. 記載上の注意1. (16)中「~~辨~~の~~辨~~」を「~~辨~~の~~辨~~」に改める。

附 則

- 1 この命令は、公布の日から施行する。
- 2 労働金庫又は労働金庫連合会が、平成二十年十二月五日から平成二十二年三月三十一日までに売買目的有価証券（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第八条第二十項に規定する有価証券をいう。以下この項において同じ。）又はその他有価証券（売買目的有価証券、満期保有目的の債券（この命令による改正前の労働金庫法施行規則第五十六条第六項第二号に規定する満期保有目的の債券をいう。以下この項において同じ。）並びに子法人等（労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）第五条の二第二項に規定する子法人等をいう。）及び関連法人等（同条第三項に規定する関連法人等をいう。）の株式以外の有価証券をいう。）を満期保有目的の債券へ変更した場合における当該変更後の満期保有目的の債券についてのこの命令による改正後の労働金庫法施行規則（次項において「新規則」という。）第五十六条第六項の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 新規則別紙様式第二号、別紙様式第六号、別紙様式第九号、別紙様式第九号の二、別紙様式第十号及び

別紙様式第十号の二は、平成二十二年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。